◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

税務

留守宅手当、出張者の源泉で当局が確認

海外出向者の日本出張は短期滞在者免税要件に該当せず

要約

- **海外子会社などに出向した社員に対して支給する留守宅手当は源泉徴収の対象外。**
- **海外出向者が一時的に日本に出張で帰国した場合、短期滞在者免税の対象外となり源泉徴収されるケースあり。**

海外子会社などに出向している社員に対して、出向元である日本企業が給与の較差補填のために留守宅手当を支給することはよくあるケース。この留守宅手当については日本で支払ったとしても海外勤務のものであるため、源泉徴収の対象とはされていない。しかし、問題となるのは、非居住者となっている海外出向者が一時的に出張で帰国した場合だ。

外国法人の従業員が当該外国法人の仕事で日本に出張し短期間滞在した場合には、租税条約が締結された国であれば短期滞在者免税が適用されることになる。具体的には、①日本における滞在期間がその年を通じて183日以内であること、②報酬を支払う雇用者は日本の居住者ではないこと、③その報酬が日本国内に雇用者が有する支店等の恒久的施設（PE）により損金計上されないことという要件をすべて満たすことが必要になる。

しかし、非居住者となっている海外出向者が一時的に日本に出張で帰国した場合には、留守宅手当は出向元の日本企業から支給されているため、短期滞在者免税の要件に該当しなくなる。

一般的な考え方として、出向元の日本企業の仕事で出張するようなケースであれば、日本への出張期間の部分の留守宅手当については国内源泉所得となり、源泉徴収の対象になる可能性が高くなる。実際に税務調査で否認されているケースもあるほか、国税当局の研修でもこの点について確認が行われているようだ。

国税不服審判所の民間専門家は50人と半数超

国税不服審判所は7月10日付で13名の民間専門家を国税不服審判官（特定任期付職員）として採用したことを明らかにした。現在、国税不服審判所には、国税審判官（99人）の半数を占める50名（弁護士26人、税理士15人、会計士9人）の民間専門家が在籍している。民間専門家の積極的な登用は、国税不服審判所における中立性・公正性を向上させる観点から平成23年度税制改正大綱に盛り込まれたもの。平成22年では18人だった民間専門家は、平成23年には31名、平成25年以降は50名となっている。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ